



日本弁理士会 副会長
井出 正威

継続研修制度について

今月のことば

monthly word

研修所担当の副会長として、継続研修制度に対する本年度の取り組みについて述べさせていただきます。

継続研修制度は、弁理士法第31条の2において弁理士に義務付けられている研修で、知的財産専門サービスの中核を担う弁理士は、最新の法令や技術等を把握し時代に応じた専門サービスを提供する高度な能力が求められるので、弁理士登録後も継続的な研修が必要であるという趣旨から設けられたものです。

この継続研修制度は、弁理士に5年間で70単位以上（1単位＝1時間）の研修の修了を義務付けるもので、10単位は弁理士倫理に関する研修、残りの60単位が法令や技術等に関する業務研修となっています。したがって、業務研修については単純計算で1年あたり平均12単位以上の研修を修了しなければならないということになり、常に自己管理して計画的に研修を受講することが求められます。

ところで、この継続研修制度も、平成20年4月1日にスタートしてから、今年度で4年目を迎えることになりました。その間、弁理士の総数も約1500人増加しており、新たな課題が生じているように見られます。

まず、業務研修については、集合研修とe-

ラーニングによる集合研修申し込み受け付け開始後すぐに定員に達するというように、集合研修に申し込みが殺到する状況が見られます。したがって、集合研修については、会員増に見合った開催回数が確保できているかどうかについて再検討する時期に来ていると考えています。その一方で、申し込みをしたが研修の当日欠席する者も見られ、受講機会を均等に提供する観点から、今後、このような欠席者には何らかのペナルティーを設ける必要が生じるかもしれません。

また、集合研修の場合は東京、大阪が中心にならざるを得ず、それ以外の地域に在住の会員との間の受講機会の格差も問題となっています。これについては、集合研修を一部の支部へTV会議システムで同時配信して受講できるようにしているところですが、その他の支部でも受講要望がある場合は、機動的に同時配信することも検討しています。

e-ラーニングについては、昨年度の弁理士全体の単位取得データによると、集合研修で取得された単位数とe-ラーニングで取得された単位数の比率がほぼ1対1になっていることから、継続研修制度にとってe-ラーニングは不可欠であることは明らかです。e-ラーニングの場合、受講機会の地域格差がないので、弁理士の数が9000人を越えた今後は、集合研修を代替するe-ラー

ニングコンテンツの一層の充実が望まれるところ
です。本年度、研修所では、20 テーマ以上の e-
ラーニングコンテンツの作成を予定していますの
で、弁理士会会員の皆様には、一層の e-ラー
ニングの活用をお願いします。

また、単位認定付きの研修を開催するには、原
則的に前年度に作成した実施計画に盛り込まれて
いる必要があるため、ホットなトピックをタイム
リーに継続研修として取り上げることができない
という問題があります。これについては、タイム
リーな研修を開催できるように、先読みした実施
計画を策定するようにしたり、必要に応じて、実
施計画の変更について特許庁とも折衝していき
たいと思います。

このような状況で、本年度は、執行役員会から、

研修所に対して、継続研修対応を含めた今後の研
修所のあり方について検討してもらうように諮問
しております。現在、研修所の方では、将来の弁
理士像について調査研究した上で、研修のカリ
キュラム等を含めた研修所のあり方を見直す作
業に着手しておりますので、今後、そちらの成果も
継続研修に反映されることが期待できると思いま
す。

魅力的で有益な研修を広く弁理士会会員に提供
することは、弁理士会会員に対するサービスであ
るとともに、弁理士の質の維持にも役立ち、延い
てはユーザーに対する弁理士の信頼にも結びつく
ものであり、本年度も、継続研修システムの一層
の強化に努めたいと思います。